

平成 12 年 2 月 22 日
大阪市福祉局要綱第 28 号
平成 14 年 4 月 1 日
平成 18 年 4 月 1 日
平成 24 年 4 月 1 日
平成 27 年 12 月 22 日
令和元年 5 月 1 日
令和 3 年 4 月 1 日
令和 3 年 9 月 1 日

大阪市居宅介護（介護予防）福祉用具購入に係る
保険給付の代理受領を行う事業所の登録に関する要綱

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 登録制度（第 2 条－第 8 条）
- 第 3 章 代理受領手続（第 9 条－第 12 条）
- 第 4 章 雑則（第 13 条－第 14 条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項に規定する居宅介護福祉用具の購入又は第 56 条第 1 項に規定する介護予防福祉用具の購入に係る保険給付（以下「居宅介護福祉用具購入費等」という。）の代理受領及び居宅介護福祉用具購入費等の代理受領を行う事業所の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 登録制度

（特定福祉用具事業者に対する居宅介護福祉用具購入費等の支給）

第 2 条 法第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者又は法第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護等被保険者」という。）が、この要綱に基づく本市の登録を受けた事業所（以下「給付券取扱事業所」という。）から特定福祉用具を購入した場合は、第 3 章に規定する代理受領手続により、居宅介護福祉用具購入費等を支給する。

2 前項の規定による居宅介護福祉用具購入費等の額は、法第 44 条第 3 項又は法第 56 条第 3 項（法第 49 条の 2 又は法第 59 条の 2 において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する額（法第 50 条又は第 60 条の規定に基づき特定福祉用具購入に必要な費用を負

担することが困難であると認めた居宅要介護等被保険者等については、市長が別に定める額）とする。

- 3 居宅要介護等被保険者が、法第 66 条第 1 項に規定する支払方法変更の記載を受けている場合又は法第 67 条第 1 項あるいは法第 68 条第 1 項に規定する保険給付差止の記載を受けている場合又は法第 69 条第 1 項に規定する給付額減額等の記載を受けている場合については、この要綱で規定する居宅介護福祉用具購入費等の代理受領による保険給付は行わない。

（給付券取扱事業所の登録）

第 3 条 前条第 1 項の登録は、事業者の届出により、特定福祉用具を販売する事業を行う事業所（以下「特定福祉用具販売事業所」という。）ごとに行う。

（登録届出書等の提出）

第 4 条 給付券取扱事業所の登録を希望する事業者（以下「登録希望事業者」という。）は、特定福祉用具販売事業所登録届出書（様式第 1 号）を給付券取扱登録希望事業所ごとに市長へ提出しなければならない。なお、届出書には次の書類を添付すること。

- ・ 特定福祉用具に係る給付券取扱い確約書（様式第 2 号）
- ・ 誓約書（様式第 14 号）
- ・ 「特定福祉用具販売」及び「特定介護予防福祉用具販売」の指定権者が交付した給付券取扱登録希望事業所の指定書の写し
- ・ 登録口座の預金通帳等の写し

- 2 前項に基づく届出により登録を受けた事業所は、当該届出に添付の指定書の写しに記載の「指定の有効期間」において登録を有効とする。また、「指定の有効期間」の終了をもって、前項に基づく登録を終了することから、「指定の有効期間」を更新した事業所は指定更新通知書が届き次第指定更新通知書の写しを提出すること。

（給付券取扱登録日）

第 5 条 市長は、前条に基づく届出があった事業所を、届出があった日から約 10 日後までに、給付券取扱事業所として登録する。

（変更の届出等）

第 6 条 登録事項に変更があったときは、給付券取扱事業所を登録している事業者（以下「登録事業者」という。）が市長へ速やかに登録事項変更届出書（様式第 3 号）と次に掲げる添付資料を提出しなければならない。

- （1）事業者又は事業所の所在地・名称及び代表者・営業日及び営業時間の変更
「特定福祉用具販売」及び「特定介護予防福祉用具販売」の指定権者へ提出し受理さ

れたことが確認できる変更届出書等の写し

(2) 登録口座の変更

登録口座の預金通帳等の写し

- 2 登録事業者は、登録事業者又は給付券取扱事業所（以下「登録事業者等」という。）が廃止、休止又は再開するときは、速やかに登録事業者が市長へ事業廃止（休止・廃止・再開）届出書を提出しなければならない。

（登録事業者等の事業の基準）

第7条 登録事業者等は、自らその販売する特定福祉用具の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、要介護者等（法第7条第3項及び第4項に規定する要介護者等のことをいう。）の心身の状況等に応じて適切な特定福祉用具を販売するように努めなければならない。

（調査及び指導監査）

- 第8条 市長は、居宅介護福祉用具購入費等の支給に関して必要があると認めるときは、登録事業者等の代表者及び従業員並びにその他の特定福祉用具の販売を担当する者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は本市の職員に質問若しくは照会をさせることができる。
- 2 登録事業者等は、法第23条及び前項の規定に基づき市長が定期的に又は利用者若しくは利用者の家族からの苦情等に関して随時に行う調査又は指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 前項の調査又は指導監査を行うときは、本市の職員は身分証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（登録事業者等の登録の取消し）

第9条 市長は、登録事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項の申請を不承認又は登録を取り消しすることができる。その際、市長は当該登録希望事業者又は登録事業者等へ、大阪市介護保険給付券取扱事業者登録の取消・不承認について（様式第5号）により通知する。

- (1) 居宅介護福祉用具購入費等の請求に関し不正があったとき。
- (2) 登録事業者又は給付券取扱事業所の従業員その他の特定福祉用具の販売を担当する者が、前条第1項の規定により、物件の提出若しくは提示を求められてこれに応じず、同項に規定する質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第2項の規定による指導監査に協力せず、又は同項に規定する指導若しくは助言に従って必要な改善を行わないとき。

- (3) 登録事業者等が、不正の手段により第2条第1項に規定する登録を受けたとき。
- (4) 確約書及び誓約書に記載されている事項に違反したとき。
- (5) 都道府県等において特定福祉用具販売及び介護予防特定福祉用具販売事業者指定の取消が行われる等、当該指定事業者ではなくなったとき。
- (6) 登録後、介護保険法その他関係法令等以外の法令に照らして不法不当な行為を行ったとき。
- (7) 登録事業者等又は給付券取扱事業所の従業員その他の住宅改修の施工を担当する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則（平成23年8月19日規則第102号）第3条に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

第3章 代理受領手続

（居宅介護福祉用具購入費等の支給申請及び審査手続）

- 第10条 市長は、当該居宅要介護等被保険者から福祉用具購入費支給申請書（様式第6号）により特定福祉用具を購入する旨の届出を受けたときは、法第44条第4項に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額又は法第56条第4項に規定されている居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額に照らして審査したうえ、その内容を給付券（様式第7号）により当該居宅要介護等被保険者に通知するものとする。
- 2 市長は、当該居宅要介護等被保険者から福祉用具購入費支給申請書により特定福祉用具を購入する旨の届出を受けたときは、法第44条第4項に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額又は法第56条第4項に規定されている介護予防福祉用具購入費支給限度基準額に照らして審査したうえ、支給対象とならない審査結果が出たときは、福祉用具購入費給付券申請却下通知書（様式第8号）により当該居宅要介護等被保険者に通知するものとする。
- 3 市長は、給付券の取消をしたときは、福祉用具購入費給付券取消通知書（様式第9号）により当該居宅要介護等被保険者に通知するものとする。また、申請が登録事業者等を代理人としてなされたときは、当該登録事業者等にも福祉用具購入費給付券取消通知書により通知するものとする。

（特定福祉用具購入費等に係る自己負担額の受領）

- 第11条 登録事業者等は、その販売した特定福祉用具について、居宅介護福祉用具購入費等の支払を受ける場合は、被保険者から当該特定福祉用具の購入費の一部として、給付券に記載されている自己負担額の支払を受けるものとする。

（領収証の交付）

- 第12条 登録事業者等は、自己負担額の支払をした被保険者に対し、領収証を交付しなけ

ればならない。

- 2 前項の領収証においては、特定福祉用具の販売について、居宅要介護等被保険者から支払を受けた費用の額のうち、居宅介護福祉用具購入費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載しなければならない。

(事業者請求及び支払手続)

第 13 条 登録事業者等は、第 10 条の規定に基づき居宅介護福祉用具購入費等の請求を行う場合は、請求に関する書類に給付券及び領収証を添付しなければならない。

- 2 市長は、登録事業者等から居宅介護福祉用具購入費等の請求があったときには、法第 44 条第 4 項に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額又は法第 56 条第 4 項に規定する居宅支援住宅改修費支給限度基準額に照らして審査し、当該被保険者に対し介護保険特定福祉用具購入費等支給決定通知書（様式第 10 号）により支給決定の旨を通知したうえ支払うものとする。その際に、当該登録事業者等には、福祉用具購入費支払のお知らせ（様式第 11 号）によりその旨を通知するものとする。

- 3 市長は、支給決定の取消をしたときは、福祉用具購入費支給決定取消通知書（様式第 12 号）により当該居宅要介護等被保険者に通知するものとする。

- 4 市長は、支給決定の取消をしたときは、介護保険給付費支払不能のお知らせ（様式第 13 号）により当該特定福祉用具事業者に通知するものとする。

第 4 章 雑則

(書類の提出)

第 14 条 第 4 条（登録届出書等の提出）、第 6 条（変更の届出等）については、給付券取扱事業所所在区の区保健福祉センターへ提出しなければならない。なお、市外事業者は、主たる事業実施区の区保健福祉センターを経由しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

第 13 条 第 4 条（特定福祉用具事業者に係る登録の届出）、第 5 条（変更の届出等）については、事業所所在区の区保健福祉センターに提出しなければならない。

市外事業者は、主たる事業実施区の区保健福祉センターに提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 12 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 9 条から第 13 条までの規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 12 月 22 日から施行し、改正後の第 2 条第 2 項の規定は平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

介護保険特定福祉用具販売給付券登録届出書

(様式第1号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長

事業者名称

代表者氏名

介護保険法に基づく特定福祉用具の販売事業所として給付券登録を受けたいので、別添確約書を添えて届出ます。

届 出 日			
フリガナ			
事業所名			
フリガナ			
代表者氏名			
事業所所在地			
指定状況	●指定を受けた事業に□を付けてください。 □ 特定福祉用具販売 □ 特定介護予防福祉用具販売 ※都道府県等から交付された指定所の写しを添付してください。		
電話番号		F A X	
営業日		営業時間	

介護給付費の受領委任の際の支払いについては、今後、次の口座に口座振替されるように依頼します。
なお、事業所名と口座名義人が異なる場合は、口座名義人が当該事業所の債権を一切管理しております。

受領委任に係る登録口座									
金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合				支店名	本 店 支 店 出張所			
金融機関コード					店舗コード				
種 目	1 普通	2 当座	3 貯蓄		口座番号				
フリガナ									
口座名義人									

※市記入欄

届出受付区		入力日	
-------	--	-----	--

特定福祉用具に係る大阪市介護保険給付券取扱確約書

令和 年 月 日

大阪市長

住所または事業者所在

事業者名称

代表者氏名・印



住所または事業所所在

事業所名称

代表者氏名・印



(※文字にかからないように押印してください。)

大阪市の介護保険制度における福祉用具購入費の支給に関して、事業者の登録及び給付券による受領委任の取扱いを申し出るにあたり、下記の事項を遵守することを確約します。

記

(基本的事項)

- 1 平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 94 号に定められた介護保険給付対象となる福祉用具（以下「特定福祉用具」という。）の提供に関しては、関係法令、通達、及び本市の要綱等を遵守すること。
- 2 被保険者が、要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者等の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を購入することにより要介護者等の日常生活の便宜を図り、要介護者等を介護する者の負担の軽減を図るよう努めること。
- 3 事業に当たっては、大阪市、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携に努めること。

4 要介護者等の意思及び人権を尊重し、常に要介護者等の立場に立ったサービスの提供に努めること。

(受給資格の確認等)

5 要介護者等から、当該特定福祉用具購入を給付券にて取り扱うことを求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって大阪市の被保険者であること、また、要介護認定又は要支援認定をされていることを確認すること。

(見積書等の発行)

6 当該特定福祉用具を給付券にて取り扱う場合、その購入に係る費用を見積もり、「見積書」を作成し、要介護者等に発行すること。その際、見積書には、福祉用具の種目、品目、商品名、製造事業者名、販売事業者名、購入に要する費用、納入予定日、連絡先等を明記すること。また、要介護者等より見積書やパンフレットその他保険給付を受けるために必要な証明書等の交付を求められたときは、無償で交付すること。

(見積書の内容変更)

7 当該特定福祉用具に関する見積書の内容が変わった場合には、速やかにその変更の内容を当該要介護者等に通知すること。また、変更前の見積書の内容に基づいて発行された給付券については、その給付券は無効になることを当該要介護者等に説明すること。

(特定福祉用具の納品等)

8 特定福祉用具の納品等を行う場合は次の事項を遵守すること。

- (1) 要介護者等より給付券の受領の連絡があるまでの間は、特定福祉用具の納品等を行うことができない。
- (2) 要介護者等より給付券の受領の連絡があった場合、速やかに給付券に記載された内容の特定福祉用具を納品すること。その際、当該特定福祉用具の機能等に関して十分に説明を行い、通常の使用ができるように設置すること。

(自己負担額の受領等)

9 福祉用具購入費については、給付券に記載されている自己負担額の支払いを要介護者等より受けるものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しないこと。また、納品及び自己負担金の受領後、要介護者等へ領収書を発行すること。

(保険給付の請求)

10 福祉用具購入費のうち保険給付される部分の費用については、要介護者等の署名された給付券及び領収書を添付したうえで、保険者に請求すること。また、請求にあたって保険給付外の費用を請求しないこと。

(記録の整備)

11 給付券による福祉用具購入に関する記録を整備し、福祉用具購入完結の日から2年間保存すること。

(通知)

12 特定福祉用具を給付券により受給する要介護者等が次の事項に該当するような場合には、遅滞なくその旨を保険者に通知すること。

- (1) 詐欺その他不正な行為により、保険給付を受け、または受けようとしたとき。
- (2) 正当な理由なく、当該特定福祉用具の納品や設置に関する指示に従わないとき。

(指導、調査等)

- 13 市長が必要があると認めた特定福祉用具の支給に関して指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、これに応じること。
- 14 関係法令、通達、本市の要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

(登録の取消等)

- 15 大阪市暴力団排除条例に基づき、暴力団に利する事業所と判断したときは直ちに給付券の取消をする。
- 16 この遵守事項に違反した場合、又は不正な手段により事業者登録を届け出た場合、市長が直ちに給付券の取扱いを取り消すこと、また、以後市長が定める取消期間中は事業者になれないこと。

(苦情処理等)

- 17 要介護者等からの苦情または相談があった場合、要介護者等の状況を詳細に把握する必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、要介護者等の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理しえない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を要介護者等の立場に立って検討し、対処すること。

(賠償責任)

- 18 特定福祉用具の提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により要介護者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、要介護者等に対してその損害を賠償すること。

(秘密保持)

- 19 事業所の職員は、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持すること。また、職員であった者に、業務上知り得た要介護者等またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とすること。

(その他)

- 20 届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を市長に届け出ること。

登録事項変更届出書

(様式第3号)

令和 年 月 日

大阪市長 様

住 所

事業所名称

代表者氏名

次のとおり、登録を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

事業者種別 (どちらかもしくは両方に○をつけてください)		特定福祉用具事業者		住宅改修施工事業者	
登録内容を変更した事業所名称					
登録内容を変更しようとする事業所所在地 (※変更前住所)		(郵便番号) 市 区			
登録内容を変更しようとする事業所電話番号 (※変更前電話番号)					
変 更 年 月 日					
変更があった事項		※特定福祉用具事業者にあつては、都道府県等から指定を受けた内容に変更があるときは、その旨の証明を添付してください。			
(該当項目に○印)		変更前の内容		変更後の内容	
1	事業所の名称				
2	事業所の所在地				
3	事業所の電話番号/FAX				
4	代表者の氏名				
5	口座内容				
	金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合		支 店 名	本 店 支 店 出張所
	金融機関コード			店舗コード	
	種 目			口座番号	
	フリガナ				
	口座名義人				

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・口座番号を記入してください。

事業廃止（休止・廃止）届出書

(様式第 4 号)

令和 年 月 日

大阪市長 様

住 所

事業所名称

代表者氏名

次のとおり、事業の廃止（休止・再開）をしましたので届け出ます。

事業者種別	特定福祉用具事業者 住宅改修施工事業者
登録内容を変更した事業所名称	
登録内容を変更した事業所所在地	
登録内容を変更した事業所電話番号	
休止・廃止・再開区分	休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開
休止・廃止・再開日	令和 年 月 日（～令和 年 月 日）
休止・廃止した理由	
※住宅改修施工事業者のみ 現に住宅改修を施工していた場合の措置 （休止・廃止の場合）	

(様式第5号)

大福祉第 号
令和 年 月 日

(事業者名称)

代表者（代表者名）

大 阪 市 長

大阪市介護保険給付券取扱事業者登録の取消・不承認について

平成・令和 年 月 日付けで届出のありました下記の事業所の登録について、「大阪市居宅介護（介護予防）福祉用具購入に係る保険給付の代理受領を行う事業所の登録に関する要綱」あるいは「大阪市居宅介護（介護予防）住宅改修に係る保険給付の代理受領を行う事業所の登録に関する要綱」、及び「特定福祉用具に係る大阪市介護保険給付券取扱確約書」あるいは「住宅改修に係る大阪市介護保険給付券取扱確約書」に照らして判断した結果、次のとおり決定したので通知します。

なお、取消期間終了後、取扱事業者としての登録を希望する場合は、再度届出をしてください。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 当該給付券事業 特定福祉用具事業所・住宅改修事業所
- 4 取消・不承認 取消・不承認
- 5 取消期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 6 理由

介護保険 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（給付券）

フリガナ			保険者番号	2710007		
被保険者氏名			被保険者番号			
			個人番号			
生年月日	明・大・昭	年	月	日	性別	男・女
住所	〒					
	電話番号					
福祉用具種目 (品目及び商品名)	製造事業者名及び 販売事業所名		購入予定金額		購入予定日	
			円		令和 年 月 日	
			円		令和 年 月 日	
			円		令和 年 月 日	
福祉用具が 必要な理由						
大 阪 市 長 上記のとおり関係書類を添えて福祉用具購入費の支給を申請し、その請求及び受領を下記の者に委任します。 別添見積書のとおり特定福祉用具を購入すること、変更のある場合は新たに支給申請を行うことを誓約します。 なお、大阪市が保険給付の適正な執行について調査を行う場合には、申請書類、請求書類の提供及び履行確認に協力することに同意します。 令和 年 月 日 申請者 住所 氏 名 電話番号						
令和 年 月 日 受領者 住所 事業所名 代表者氏名 電話番号						

注意 ・この申請書には、見積書及び福祉用具のパフレット等を添付してください。
・「福祉用具が必要な理由」については、個々の用具ごとに記載してください。欄内に記載が困難な場合は、裏面に記載してください。
・事業所等が提出する場合は、委任状が必要です。
※本市から「福祉用具購入費給付費券」が到着してから納品してください。

市 記入欄

提出者		委任状		提出者の確認		入力日	
☐ 本人 ☐ 家族・親族 ☐ 代理人 ☐ 事業所 ☐ 成年後見人 ☐ その他 ()		☐ あり ☐ なし		☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 後期高齢者医療被保険者証 ☐ その他			
		提出方法 ☐ 窓口 ☐ 郵送					
決裁欄	課長	課長代理	係長	係員		備考	

福祉用具購入費給付券

発行日 令和 年 月 日

被保険者番号		発行番号	
被保険者氏名			
事業者名			
給付券有効期限			

種 目	品 目	価 格
価 格 合 計		
支 給 予 定 額		

被保険者負担額	
事業者納入日	
被保険者氏名	
発行者	
問い合わせ先	
備考	

福祉用具購入費給付券申請却下通知書

令和 年 月 日

様

大阪市長

令和 年 月 日付けで提出のあった居宅介護福祉用具購入費支給申請（給付券）
について、次のとおり申請を却下します。

被保険者番号	
被保険者氏名	
申請年月日	
却下理由	
備考	

福祉用具購入費給付券取消通知書

令和 年 月 日

様

大阪市長

令和 年 月 日付けで交付した居宅介護福祉用具購入費の給付券について、次のとおり取消したので通知します。

被保険者番号	
被保険者氏名	
給付券発行番号	
取消年月日	
支給取消金額	
給付券取消理由	
備考	

介護保険居宅介護福祉用具購入費等支給決定通知書

様

大阪市長

令和 年 月 日付けで提出のあった居宅介護福祉用具購入費等の支給申請について、介護保険法第 44 条、第 56 条の規定により次のとおり決定したので通知します。

被保険者番号	
被保険者氏名	
決定年月日	
支給決定額	
給付方法	
その他	詳細については、「支給決定明細書」をご覧ください。 この支給決定額は、福祉用具事業者に直接支払われます。
備考	

福祉用具購入費支払のお知らせ

令和 年 月 日

様

大 阪 市

請求のあった居宅介護福祉用具購入費について、次のとおり支払を行いますのでお知らせします。

振 込 額	
振 込 先	
振込予定日	
備考	口座振込完了後の通知書は送付いたしません。

介護保険居宅介護福祉用具購入費等支給決定取消通知書

様

大阪市長

先に決定した居宅介護福祉用具購入費等の支給決定について、介護保険法第 44 条 2 項、第 56 条 2 項の規定により次のとおり取消したので通知します。

被保険者番号	
被保険者氏名	
決定通知書番号	
決定取消年月日	
決定取消理由	
備考	

介護保険給付費支払不能のお知らせ

令和 年 月 日

様

大阪市長

令和 年 月 日付けで請求のあった次の居宅介護福祉用具購入費について、支払うことができませんのでお知らせします。

給付券番号	
被保険者番号	
被保険者氏名	
請求額	
備考	

令和 年 月 日

大阪市長 様

住所又は事業者所在地

フリガナ

事業者名

フリガナ

代表者氏名・印



住所又は事業所所在地

フリガナ

事業所名

フリガナ

代表者氏名・印



誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、大阪市居宅介護（介護予防）福祉用具購入にかかるその他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を大阪市介護保険福祉用具購入の給付券取扱事業所の登録、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の大阪市介護保険福祉用具購入の給付券登録の届出をするに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。